

議案第18号

愛西市都市公園条例の一部改正について

愛西市都市公園条例（平成17年愛西市条例第129号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市都市公園条例の一部を改正する条例

愛西市都市公園条例（平成17年愛西市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第1条の5の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準に係る割合）

第1条の6 都市公園法施行令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。